

第3章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第11条 本大学院における教育は授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）により行う。

(授業科目と単位数)

第12条 本大学院の授業科目は共通科目及び専門科目とする。

- 2 各科目の単位数、又は学生が修得すべき単位は別表Iのとおりとする。
- 3 第2項に定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験等に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(教育方法の特例)

第13条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

- 2 授業又は研究指導の一部を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 社会人院生を対象として授業又は研究指導をサテライトキャンパスで履修させることができる。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 90分（1コマ）を2時間とみなす。

(学修の評価及び単位の授与)

第15条 授業科目を履修した学生に対しては、成績評価厳格化のためGPA制度を導入する。学修の成果をA+(90点以上)、A(80点以上 90点未満)、B(70点以上 80点未満)、C(60点以上 70点未満)、D(60点未満)の5段階で評価し、A+、A、B、Cを合格とする。

- 2 あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。
- 3 GPA制度に関する規程は別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 16 条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、大学院を置く他の大学等との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、修得した単位が 15 単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 17 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院等において修得した単位を本大学院で修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、15 単位を超えないものとする。ただし、第 25 条第 1 項の規定により入学した場合は、この限りではない。
- 3 第 16 条及び第 17 条にて修得したものとみなすことができる単位数は、併せて 20 単位を超えないものとする。

(課程の修了要件)

第 18 条 本大学院に 2 年以上在学し単位を別表 I のとおりに修得し、かつ修士論文の審査ならびに最終試験に合格した者は、修士課程を修了したものとする。

- 2 第 1 項の修士論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(学 位)

第 19 条 学長は、前条第 1 項の規定により修士課程の修了を認定したものに対し、修士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。